

『古文書紹介』

書き替えのため一札

紹介者

吉田齊次郎

『解説』

入会地、入会権制度については、現在でも続いている先人達の生活の知恵ともいべきある種の互助制度といえるもので、人と人、地域と地域とのかかわりあいを大切にしたり、とりきめごとで、これからも形は変わつても引き続き維持されるであろうが、この件のみならず、現在でも一部の者の心ない行為が、他の多くの人びとに迷惑を及ぼしている事の何と多いことか。

この文書は「入会地」の利用に関する取り決めを守らない者があるため、共同利益者である他方(提内組)の住民が腹を立て、入会地の利用を拒否したことにはじまり、和解に至るまでの経過と、取り決めの再確認並びに今後違反者がでたときのことについて記し、取り替した一文である。

口訳するとおよそ次のように訳される。

提内の奥にある山で、前々から薪や秣、肥などを伐つて来たが、近年になって、先年取り決めた規定を犯して伐る者があるため、村の者が迷惑しているので、今後伐りに来てはいけない。と去年の六月末に通告されたが、そうなつては下組(門田村、平井村、細田村)は、薪、秣、肥などを伐る場所が無くなるため大変困るので、村々の頭立つ者が大庄屋に頼み度々理を解いてもらったが、どうしても承知してくれないので、この度御代官様にお願ひして理解するよう仰付けてもらったところ、やっと承知して、以前のとおり、薪、秣については、沓駄、沓かゝるい、づつ、肥については、口明け三日目から伐つてよいことに話し合いがつき、村で相談した上で了解された、しかし、檜、櫛、はさこ、ゆす、丁目そのほか斧木については、去る天保十年門田小庄屋重右衛門、地目付悦右衛門が在任中に一札差出している通り、決して伐り取ることは致しません。万一この後規定に反して伐る者があつたときは、どのように申されても言訳は致しません。

右のことを書き記し差出すものであります。

「参考」

(これは、話を聞いたものもあるので、間違っているものがあれば御教示いただきたい。)

・樫(かし) ふな科の常緑喬木、材質が堅くて、器具などの製作に用いられる。どんぐりはその実。

・榎(かしわ) 正確には「榎」と書く。ふなのき科の落葉喬木、俗に大葉榎(おおはくぬぎ)、もちがしわ、ともいう。

・はさこ 椎茸の原木として使われる。(くぬぎに似た木)

・ゆす 株立ちで自生し、ねばり強い木質から、「なた」や「斧」、「掛矢」などの柄等に重宝された。

・丁目(ちようめ) 別名「こやそ」ともいわれ、木炭に適する。

・斧木(おのぎ) 木質が堅いことから斧折(おのおれ)ともいわれ、建築、細工などに用いられる木のこと。また、良質の木炭となる。

訂正とお詫び

一七三号 59Pの「古文書紹介」で、左記の表題がミスプリントでした。

秋山喬彦(後)文書

また、13P下段四行目から五行目の於堅田内は、於堅田之内と同じく十行目の

可令領地侯状如件は、可令領地之状如件の誤りでした。訂正してお詫びします。

乃書替札

一、提内奥山え以前より薪秣肥等伐り
 来候処、近年二相成候ては、先年の規定二
 違、伐置抔致候者茂有之候哉二て、村中の
 衆中迷惑相及候由二付、去ル辰六月末
 方より、伐二参り不申様、被申聞、
 右様相成候てハ
 下組薪秣肥等伐り場所一向無御座候村
 柄二付、致難澁候間、私共手前より、頭立
 候の者共、断二遣シ候得共、聞入無之、右二付
 大庄屋より、度々理解御座候得共、承知

為書替一札

一、提内奥山え以前より薪秣肥等伐り

来候処、近年二相成候ては、先年の規定二

違、伐置抔致候者茂有之候哉二て、村中の

衆中迷惑相及候由二付、去ル辰六月末

方より、伐二参り不申様、被申聞、

右様相成候てハ

下組薪秣肥等伐り場所一向無御座候村

柄二付、致難澁候間、私共手前より、頭立

候の者共、断二遣シ候得共、聞入無之、右二付

大庄屋より、度々理解御座候得共、承知

宣旨奉り申上候様方より御利解
 江作御代官様方より御利解
 左駄吉の宛肥の儀は三日より
 参候様方御座候儀は相成候様方
 相違無御座候、且櫻、櫛はさこ、ゆす
 丁目右木数其外斧木の儀は、去ル天保
 十亥年、門田小庄屋重右衛門、地目付悦右衛門
 勤中の節、一札差出御座候通、決て伐取
 申間敷段致承知候、万一此後規定ニ違候
 申者、御座候節は、如何躰二被申候ても、申
 者、御座候節は、如何躰二被申候ても、申

無御座候、此節御代官様方より、御利解

被仰付候処、奉畏候て、前々の通、薪秣

左駄吉かるい宛、肥の儀は、口明三日目より

参候様、此度熟談ニ相成、村中致相談候処

相違無御座候、且櫻、櫛、はさこ、ゆす

丁目、右木数其外斧木の儀は、去ル天保

十亥年、門田小庄屋重右衛門、地目付悦右衛門

勤中の節、一札差出御座候通、決て伐取

申間敷段致承知候、万一此後規定ニ違候

申者、御座候節は、如何躰二被申候ても、申

経度寄附古牙在書替五札出置
 以和道寄附在候件
 安政四年

門田小庄屋 初道
 平井小庄屋 保兵衛
 細田小庄屋 津右衛門
 同地目付 與吉
 同 太右衛門
 同 五兵衛
 提内組小庄屋 喜惣兵衛殿
 同地目付 大治兵衛殿
 同 惣百姓衆中

訊致間敷候、右二付為書替、一札差出置
 候処、相違無御座候、依如件

安政四巳年 門田小庄屋

初右衛門

平井小庄屋

保兵衛

細田小庄屋

津右衛門

同地目付

與吉

同

太右衛門

同

五兵衛

提内組小庄屋

喜惣兵衛殿

同地目付

大治兵衛殿

同

惣百姓衆中